

臨時給付金のご案内

売上の減少に対応する臨時給付金に関して高知県からのお知らせです。

県では、新型コロナウイルス感染症により売上が減少するなどの影響を受けた中堅・中小企業、個人事業主の皆さまを幅広く支援するため、県独自の給付金を給付しています。

今回新たに令和2年12月に加え、令和3年1月も給付対象とし、受付期間も令和3年5月31日まで延長することといたしました。

給付の対象となるのは、コロナの影響で令和2年12月又は令和3年1月の売上高が前年同月比で30%以上減少した事業者です。

具体的には、人出の減少による影響を受けた旅館、土産物屋、小売店、昼営業の飲食店、タクシー事業者、理容店、美容店など、主に対面で商品・サービスの提供を行う事業者のほか、飲食料品、おしぼりなどを営業時間を短縮した飲食店等に納品している事業者や、農業者・漁業者も対象となります。

令和3年1月であれば、同月の売上高と令和2年1月の売上高を比較して減少した金額を、法人は40万円、個人事業主は20万円を上限として給付します。

12月、1月とも対象の場合は、法人は最大80万円、個人事業主は最大40万円の給付となります。

給付金の申請は令和2年12月分と令和3年1月分と、それぞれ提出していただくこととなります。申請書類は、県庁ホームページからダウンロードしてください。インターネットで、「高知県 短縮 臨時給付金」と検索してください。

また、申請書類は、県庁本庁舎1階のロビーや、各市町村役場などの所定の窓口で入手することができ、令和3年1月分の申請書の様式は4月19日頃から配付予定です。

なお、申請受付期間は、令和3年5月31日までとなっておりますので郵送又は電子申請にて申請してください。

お問い合わせ先は、臨時給付金の申請手続相談窓口、お電話番号088-823-9875まで。受付時間は、午前9時から午後5時までとなっています。

(担当課)

高知県商工労働部経営支援課

小澤、西岡

電 話：088-823-9837

F A X：088-823-9138

放送期間：4/1～5/31